第２次広島市環境基本計画（素案）＜概要版＞

第１章　計画策定に当たっての基本的事項

第１節　計画策定の背景

本市の環境を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が適切に反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた、第２次広島市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第２節　計画策定に当たっての基本方針

本計画の策定に当たっての基本方針は、次のとおりとします。

１　環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

２　環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

３　総合的・横断的視点の設定

第３節　計画の位置付け

本計画は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第３４条第１項の規定に基づき策定する計画であり、その位置付けを、環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とすることとします。

第４節　計画期間

本計画の計画期間は、終期を第５次広島市基本計画の計画期間の終期に合わせ、平成２８年度から平成３２年度までの５年間とします。

第５節　計画の対象

１　対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の区域とします。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合があります。

２　環境区分

本計画の対象とする環境は、次のとおり四つに区分します。

⑴　**自然環境**

主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

⑵　**都市環境**

主に、都市との関わりが深い事象を要素として捉えた環境

⑶　**生活環境**

主に、市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

⑷　**地球環境**

主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境

なお、環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にあります（図１のとおり。）。

図１　環境区分及びその主な要素

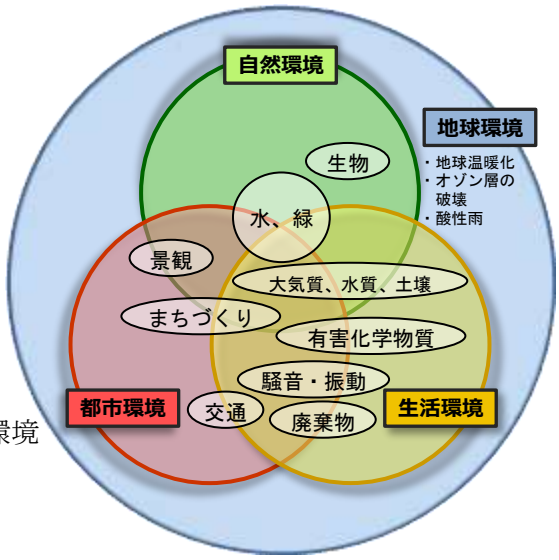

第６節　本市の概況

本市の地理、気象、人口・世帯数、地目別土地面積、産業構造及び交通の状況について記載しています（本計画（素案）の５～９ページ参照）。

第７節　本市の環境を取り巻く様々な課題

本市の環境を取り巻く課題として、人口減少社会・超高齢社会の到来、森林の荒廃、農地の減少、生物の多様性の危機、交通渋滞、大気汚染、水質汚濁、廃棄物排出量の増加、温室効果ガス排出量の増加及び気候変動について記載しています（本計画（素案）の１０～１７ページ参照）。

第２章　目指すべき環境像と基本目標

第１節　計画の体系図

計画の骨子に係る体系図を掲載しています（本計画（素案）の１８・１９ページ参照）。

第２節　環境の保全及び創造において目指すべき環境像

今、このまちで生きている私たちには、廃墟から現在のように美しいまちにまで本市を復興させ、発展させた先人に感謝して、将来の世代に、豊かな水と緑、快適で美しい景観を有する質の高い都市環境を継承していく使命があります。

そして、本市は、被爆後１００年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していかなければなりません。

こうした思いや広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を、次のとおり設定します。

【環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）】

「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」

第３節　基本目標

本市が目指すべき環境像の実現に向け、自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境についての基本目標を、次のとおり設定します。

１　豊かな自然環境の保全　～自然との共生～

健全な水循環の確保、緑の保全、生物の多様性の確保への配慮、自然との触れ合い等を通じて自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を保全します。

２　自然と調和した快適な都市環境の創造　～都市の持続可能な発展～

本市の自然の恵み、地域の特性等を生かしつつ、防災対策、平和記念都市としての象徴性等に配慮しながら、潤いのあるまちづくり、美しく品のある都市景観の創出、総合的な交通体系の整備等を通じて都市の持続可能な発展を図り、将来にわたって自然と調和した快適な都市環境を創造します。

３　健全で快適な生活環境の保全　～循環型社会の形成～

引き続き、大気質、水質等の維持向上に努め、公害の発生を防止するとともに、廃棄物等の発生抑制、循環利用、適正処理等により循環型社会を形成し、将来にわたって健全で快適な生活環境を保全します。

４　地球環境の保全への貢献　～都市の低炭素化の促進～

本市は、温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むことにより都市の低炭素化を促進すること等を通じて世界の各都市等と連携し、将来にわたって地球環境の保全に貢献します。

第３章　総合的・横断的視点等

第１節　総合的・横断的視点

今後ますます複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に的確に対応できるよう、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を、次のとおり設定します。

１　環境と経済の好循環創出の視点

環境の保全等に係るビジネスが経済を発展させ、その発展が環境分野を中心に様々な経済活動につながり、さらに、それが環境の保全等に資するという、環境と経済の好循環創出の視点

２　社会状況の変化への対応の視点

人口減少、高齢化、財源確保の困難化等の社会状況の変化を踏まえ、環境保全活動の担い手の確保・育成、地域コミュニティの活性化等を通じて環境の保全及び創造に取り組むとともに、地域の特性等に応じた、公共交通を中心としたネットワークの構築、生活サービス機能の立地誘導等による集約型都市構造の形成等に配慮しながらまちづくりを進めるという、社会状況の変化への対応の視点

３　人材等の基盤確保及び協働の視点

市民、事業者、行政等の各主体の特性等を踏まえた上で、それぞれの環境意識を向上させてその意識が環境の保全等に資する具体的な行動に結び付くように配慮するとともに、これら各主体がそれぞれの役割を認識しながら協働するなどの仕組みを確保するという、人材等の基盤確保及び各主体の協働の視点

４　危機管理等の視点

予防的な取組方法の考え方に基づき、防災又は減災に係る対応、地球温暖化に伴う気候変動による様々な影響の防止又は軽減に係る対応その他様々な危機等への対応に配慮しながら、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するという、危機管理等の視点

５　広域的な連携協力等の視点

広島広域都市圏の将来像等も見据えながら、関係地方公共団体等相互の連携協力を確保し、また、世界に対する本市の情報発信力を活用するなどして国際的な連携を図るという、広域的な連携協力等の視点

なお、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点は、これら五つの視点に限定されるものではありません。一見すると相反する効果を生じさせる施策であっても、更に工夫し、調整し、新たな仕組みを作り出すこと等により、相乗効果を生じさせ、又は循環を創出するという、複眼的な視点が必要です。

第２節　環境配慮指針

本市では、広島市環境影響評価条例第４条第１項の規定に基づき、環境配慮指針を策定し、これを公表しています。

この環境配慮指針は一定規模以上の開発事業等を対象とするものですが、それ以外の事業であって環境に影響を及ぼすおそれのあるものを伴う計画の策定、当該事業の計画の構想及び立案段階における指針等として活用されることを期待しています。

第４章　施策の方針

本市が目指すべき環境像の実現に向け、施策の方針を以下のとおり示します。

第１節　豊かな自然環境の保全　～自然との共生～

１　健全な水循環の確保

水循環に関する様々な事象を総合的かつ一体的に捉えた上で、健全な水循環の確保に関する諸施策の展開等を図る。

- (1)　水の適正かつ有効な利用の促進
- (2)　雨水等の貯留・涵（かん）養機能の維持向上
- (3)　水循環に係る他の地方公共団体等との連携協力

２　緑の保全

森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る。

- (1)　健全な森林の育成・保全
- (2)　林業の振興
- (3)　森林づくりを支える担い手の育成
- (4)　農地の保全
- (5)　持続可能な農業の促進
- (6)　農業の担い手の育成

３　生物の多様性の確保

生物の多様性の確保に係る適切な管理及び保護対策を行う。

- (1)　生物の生息・生育環境の確保
- (2)　水産資源の持続的な利用の促進
- (3)　外来種対策の推進
- (4)　鳥獣被害対策の推進
- (5)　生物の多様性に関する普及啓発

４　自然との触れ合いの推進

多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結び付くような仕組みを確保する。

- (1)　自然と触れ合う体験の機会の提供
- (2)　自然との触れ合いに係る人材等の基盤確保

第２節　自然と調和した快適な都市環境の創造　～都市の持続可能な発展～

１　水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進

市街地の水辺や緑の整備、保全及び活用により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する。

- (1)　水辺を生かしたまちづくりの推進
- (2)　緑のまちづくりの推進

２　自然と調和した美しく品のある都市景観の創出

本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む。また、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む。

- (1)　美しく品のある都市景観の創出
- (2)　ごみのないまちづくりの推進

３　環境への負荷の少ない交通体系等の整備

環境への負荷が少なく、安全に安心して、かつ、快適に利用できる交通体系等の整備を図る。

- (1)　公共交通を中心とした交通体系の整備
- (2)　都市内移動の円滑化
- (3)　環境への負荷の少ない自動車の普及促進
- (4)　自転車・徒歩への転換の促進

４　まちづくりにおける環境の保全等についての配慮

都市インフラの維持・更新、公共交通又は福祉サービスにおける効率化等が進んだ、エネルギー消費が少なく、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る。

さらに、日頃から、行政と住民が一体となって、地域防災力を高めるなど、防災・減災のまちづくりに向けた取組を進める。

- (1)　地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進
- (2)　集約型都市構造への転換
- (3)　防災・減災のまちづくりの推進

第３節　健全で快適な生活環境の保全　～循環型社会の形成～

１　大気環境の保全

大気の汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る。

- (1)　大気汚染の状況の監視
- (2)　自動車排出ガス対策の推進
- (3)　工場・事業場の排出ガス等対策の推進
- (4)　悪臭の防止

２　水環境・土壌環境の保全

水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る。また、土壌汚染対策を推進する。

- (1)　水質汚濁等の状況の監視
- (2)　生活排水対策の推進
- (3)　工場・事業場の排水対策の推進
- (4)　水質浄化の推進
- (5)　水質保全に係る広域的な取組の推進
- (6)　土壌汚染対策の推進

３　有害化学物質対策の推進

有害化学物質による汚染の状況を監視するとともに、必要な規制、指導等の取組を進める。

- (1)　有害化学物質による汚染の状況の監視
- (2)　有害化学物質発生源対策の推進
- (3)　ＰＲＴＲ制度による対策の推進

４　騒音・振動の防止

騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める。

- (1)　騒音等の状況の監視
- (2)　騒音等発生源対策の推進

５　ゼロエミッションシティ広島の推進

ごみ等の減量・リサイクル及び適正処理に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む。

- (1)　ごみの減量・リサイクルの推進
- (2)　ごみの適正処理の推進
- (3)　産業廃棄物対策の推進

第４節　地球環境の保全への貢献　～都市の低炭素化の促進～

１　地球温暖化・エネルギー対策の推進

自然的・経済的・社会的諸条件を踏まえながら、現在の社会経済活動の在り方を見直し、省エネルギー対策の推進等の都市の低炭素化に資する施策を実施するとともに、地球温暖化による影響に適応するために必要な取組を進め、地球温暖化・エネルギー対策を推進する。

- (1)　省エネルギー対策の推進
- (2)　再生可能エネルギーの導入等の促進
- (3)　都市の低炭素化に資する社会経済システムへの転換
- (4)　二酸化炭素の吸収源等対策の推進
- (5)　代替フロン対策の推進
- (6)　地球温暖化による影響への適応

２　オゾン層の保護

過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充塡されているフロン類等の管理の適正化等、オゾン層の保護に資する取組を推進する。

- (1)　フロン類の排出の抑制
- (2)　フロン類の濃度の調査

３　酸性雨の防止

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する。

- (1)　大気汚染防止対策の推進
- (2)　酸性雨の状況の調査

第５章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

１　各主体の役割分担と協働

本市が目指すべき環境像の実現に当たっては、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携協力しながら、協働して本計画を推進していくことが重要です。

市民、事業者及び行政（本市）の主な役割について記載しています（本計画（素案）の４５ページ参照）。

２　行政内部の組織横断的な取組

行政の事務は、様々な分野にわたっているため、行政内部の横断的な組織（広島市環境調整会議）の設置等により、環境の保全及び創造に関する本市の施策を総合的に調整し、及び推進します。

３　広島市環境審議会

広島市環境審議会は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第３９条第１項の規定により置かれる市長の附属機関であり、学識経験者、各種団体の関係者等のうちから委嘱された委員から構成されます。

この審議会は、広島市環境基本計画の策定・変更及び進行管理について専門的な見地から意見を述べること等により、同計画の的確な実施に寄与します。

第２節　計画の進行管理

本計画を的確に実施するため、本計画の進行管理は、ＰＤＣＡサイクルにより行います。

図２　計画の進行管理（ＰＤＣＡサイクル）

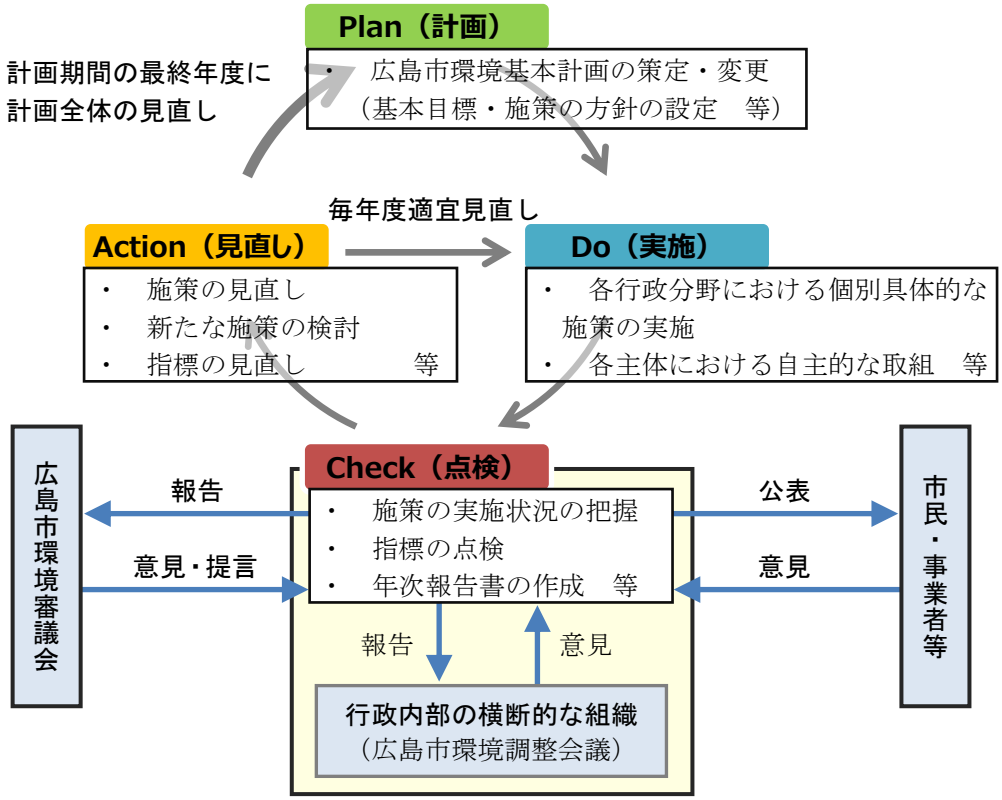

１　計画の進捗状況の公表等

計画の進捗状況について、毎年度、広島市環境審議会に報告します。

また、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書を作成するとともに、これを公表します。

２　計画の見直し

本計画の最終年度（平成３２年度）において、全体の評価及び見直しを行います。